

JAL 不当解雇撤回裁判の不当判決に強く抗議する声明

1 東京地方裁判所は、本年 3 月 29 日（民事第 36 部）と翌 30 日（民事第 11 部）の連日にわたり、日本航空による不当解雇の撤回と早期の職場復帰を求めた不当解雇撤回裁判において、運航乗務員 76 名、客室乗務員 72 名による解雇無効の訴えをすべて退ける、極めて不当な判決を言い渡した。

2 上記各裁判では、原告らが解雇された 2010 年 12 月時点において、日本航空は更生計画上の目標を 900 億円も上回る営業利益を上げており、すでに経営破綻から脱却し利益をさらに上積みする財務状況にあったこと、同時点において更生計画に示された人員削減目標も達成し、これによる人件費削減目標も大幅な超過達成が見込まれていたこと、ワークシェアリングや再就職支援など解雇回避の措置が極めて不十分であったこと、年齢の高い順による解雇あるいは対象期間中の病欠欠勤・休職等の日数を基準とした本件人選基準が、同社にとって不都合な組合員・組合活動家を排除することを目的として、極めて恣意的に決定されたものであったことなどが明らかとなり、原告らの解雇が整理解雇 4 要件を全く充足していないことが明白となった。「V字回復」を果たしつつあった当時の経営状況を踏まえて、稲盛和夫前会長は、解雇された 165 名の従業員の雇用を継続することが経営上不可能ではなかった旨を記者会見で発言し、また、これを法廷でも証言した。この証言から明らかとなり、日本航空は、会社更生手続に便乗し、無理やり原告らの解雇を強行したものである。

しかしながら、東京地裁上記 2 判決は、日本航空が会社更生手続にあったことを主要な理由として、人員削減の必要性・解雇の必要性を安易に認定し、解雇回避努力、解雇対象者の選定基準の合理性、解雇手続きの相当性の各要件についても、日本航空の主張を丸呑みした。整理解雇 4 要件を完全に骨抜きにする極めて不当な判決である。

3 整理解雇 4 要件は、整理解雇が労働者の責めに帰すべき事由による解雇ではなく、使用者の経営上の理由であることに鑑み、解雇権濫用法理の適用をより厳格にするための法理である。これは、会社更生手続にある企業の場合でも変わりはない。東京地裁上記 2 判決は、本件において整理解雇 4 要件の適用があるとしながらも、過去の同種裁判との比較においておよそその充足性を肯定し得ない本件において、整理解雇 4 要件の弱体化を目論む使用者・財界の思惑に従い、いとも簡単にその充足性を肯定した。これらの判決は、解雇された労働者の痛みを全く思いを致すことなく、一方的に企業を擁護する、まさに「結論ありき」のものであった。

判決の論理を認めれば、企業はどれだけ利益を上げようとも、再生・再建のために必要だと言えさえすれば、いくらでも労働者の首を切れることとなり、経営上の理由による一方的な解雇から労働者を守るための整理解雇法理は、根底から形骸化されてしまう。これは、労働者全体に加えられた攻撃である。

4 日本航空が会社更生手続に至ったそもそもの原因は、無計画な大型機の大量購入、見

通しのない本来業務以外への莫大な投資、地方空港・不採算路線の濫造など、放漫経営と政府の航空行政の失策にある。東京地裁上記 2 判決は、そのような日本航空・政府の愚策の責任を、何ら落ち度のない労働者である原告らに転嫁する結果を容認した。われわれは、整理解雇 4 要件をことごとく蔑ろにし、事実的にも法律的にも極めて不合理な結果を導いてはばからないこれらの判決を、到底認めることはできない。

自由法曹団は、東京地裁上記 2 判決に強く抗議する。そして、このような不当判決を覆すべく邁進する原告団・弁護団の支援に注力し、原告らの正当な権利を実現するとともに、整理解雇法理をはじめとする労働のルールを擁護し発展させるたたかいに全力を尽くす決意である。

2012年4月6日

自由法曹団

団長 篠原義仁